

## 指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名：久富電設株式会社  
(法人番号5200001013546)  
業者の住所：岐阜県大垣市小野一丁目22番地1
- 2 指名停止措置期間：令和6年10月10日から  
令和7年2月9日まで
- 3 指名停止措置の範囲：近畿中部防衛局管轄区域  
(近畿2府4県、北陸3県、東海3県)
- 4 事実概要： 久富電設株式会社の元代表取締役は、令和4年2月14日、当時の岐阜県揖斐郡池田町長に対し、同町発注予定の工事において、自社に有利かつ便宜な取り計らいを受けたいとの趣旨のもとに、現金100万円を供与し、また、同年7月12日に同町が執行した温知保育園空調機設置工事に係る指名競争入札に関し、自社が落札できるよう同町長と共謀のうえ、同町長から秘密事項である指名業者の名前の教示を受けて落札したとして、令和6年7月22日、贈賄罪及び公契約関係競売等妨害罪で岐阜地方検察庁に起訴された。
- 5 指名停止措置理由： 上記事実が「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第3号ア（贈賄）に該当するため。

### 指名停止措置要領付表第2第3号「抜粋」

措置要件	期間
(贈賄) 3 次のア、イ又はウに掲げる者が対象区域内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 代表役員等 イ 一般役員等 ウ 使用人	逮捕又は公訴を知った日から  3月以上9月以内 2月以上6月以内 1月以上3月以内